

高等学校等就学支援金制度

〈茨城県〉

1. 制度の概要

家庭の教育費負担軽減を図るための、国による授業料支援の仕組みです。全国の約8割の生徒が利用しています。

【受給資格】

高校等（高専、高等専修学校等を含む）に在学する、**日本国内に住所を有する方が対象**です。

ただし、**次のいずれかに該当する方は対象になりません。**

○保護者等の所得について、以下の算定式により計算した額が、**30万4,200円以上の方**

【算定式】

(市町村民税の)課税標準額×6% – (市町村民税の)調整控除の額

○高校等（修業年限が3年未満のものを除く）を卒業又は修了した方
○高校等に在学した期間が通算して36月（定時制・通信制等の場合
は別途算定）を超えた方

2. 受給資格の申請、収入状況の届出

【受給資格の申請（新入生）】

○利用のためには、**申請が必要**です。入学説明会時など学校から案内があるので、必ず手続を行ってください。
申請月から支給開始となるので、遅れないようご注意ください。

○審査終了後、結果が通知されます（2～3ヶ月程度要します）。

【収入状況の届出（在校生）】

○毎年7月頃、世帯の所得情報（課税額）が更新されるので、改めて学校からの案内に従い、**収入状況の届出が必要**です。届出手続のない場合、7月以降分が支給されませんのでご注意ください。

○審査終了後、結果が通知されます（2～3ヶ月程度要します）。

【重要】 税の申告(確定申告)を行っていない場合は、申請前までに**令和5年分・令和6年分の申告をしてください**。（保護者等の収入状況確認のため）

3. 支給（補助）額

（1）公立学校に通う生徒

公立高校授業料相当額（年額11万8,800円）
(国公立高校は授業料負担が実質0円になります。)

（2）私立学校等に通う生徒

所得に応じて支給額が変わります。

在学する学校にお問い合わせください。

※判定基準は、[1.の算定式](#)により計算した額です。

【参考】算定式により計算した額が30万4,200円に相当する目安年収表

両親が共働きの場合	子1人(高校生)	～約1030万円
	扶養控除対象者が1人の場合	
	子2人(高校生・中学生 以下)	～約1030万円
	扶養控除対象者が1人の場合	
両親のうち一方が働いている場合 (両親のうち一方が配偶者控除対象となっている場合)	子2人(高校生・高校生)	～約1070万円
	扶養控除対象者が2人の場合	
	子2人(大学生・高校生)	～約1090万円
	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	
両親のうち一方が働いている場合 (両親のうち一方が配偶者控除対象となっている場合)	子3人(大学生・高校生・中学生 以下)	～約1090万円
	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	
	子1人(高校生)	～約910万円
	扶養控除対象者が1人の場合	
両親のうち一方が働いている場合 (両親のうち一方が配偶者控除対象となっている場合)	子2人(高校生・中学生 以下)	～約910万円
	扶養控除対象者が1人の場合	
	子2人(高校生・高校生)	～約950万円
	扶養控除対象者が2人の場合	
両親のうち一方が働いている場合 (両親のうち一方が配偶者控除対象となっている場合)	子2人(大学生・高校生)	～約960万円
	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	
	子3人(大学生・高校生・中学生 以下)	～約960万円
	扶養控除対象者、特定扶養控除対象者が1人ずつの場合	

4. 申請（収入状況の登録）

受給者全員
必要です！

合格者説明会時や入学時等に学校から案内があるので、期限までに申請を行ってください。

申請は、原則として、**オンライン**（パソコンやスマートフォン）で行い、次のいずれかの方法で**保護者等の収入状況を登録**します。

（1）マイナンバーカードを持つている場合

- ・保護者等のマイナンバーカードを読み取り、マイナポータルから課税情報等を取得
- ・課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

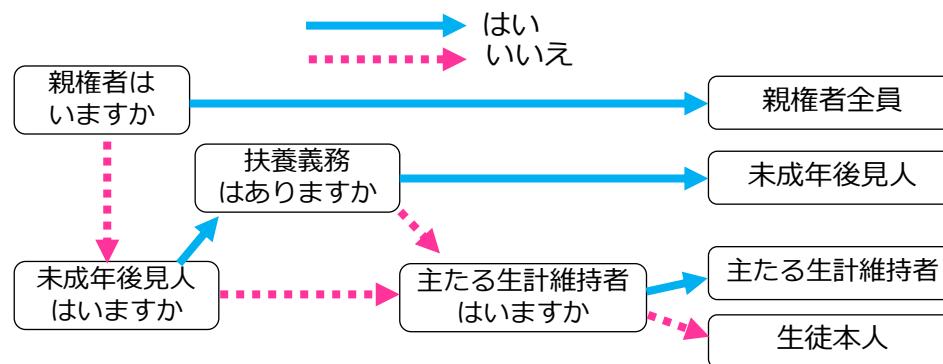
（2）マイナンバーカードを持つていない場合

- ・課税情報等を確認するため、保護者等の個人番号を入力

【注意事項】

- 虚偽の記載をして申請し、就学支援金の支給をさせた場合は、刑罰に処されることがあります。
- 収入状況の登録は、原則、親権者全員分（例：親権者が両親ならば2名分）が必要です。詳細は、オンライン申請時に画面上で案内があります（イメージは下図のとおり）。

誰の収入状況の登録が必要か？



○成年年齢の引き下げについて

令和4年4月から成年年齢が18歳に引き下げられます。高校生が在学中に成年に達した場合でも、引き続き、それまで親権者であった父母等の収入状況で判定を行うため、変更手続は不要です。

○収入状況の登録が困難な場合について

保護者等の収入状況の登録が困難と認められる場合は、上図と異なることがあります。まずは、学校等にご相談ください。

【収入状況の登録が困難と考えられる場合の例】

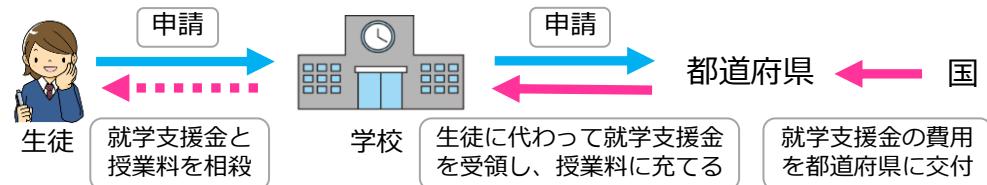
- ・ドメスティック・バイオレンスなどの理由により接触が困難な場合
- ・海外に在住しており、住民税が課されていない場合

5. 就学支援金の支給方法

就学支援金は、学校設置者（都道府県）が生徒本人に代わって受け取り、授業料に充てます。

生徒や保護者が直接受け取るものではありません。

※学校により、就学支援金の支給決定までの間、授業料を徴収し、就学支援金相当額を後日還付する場合があります。経済的に困難な家庭への猶予措置等を利用できる場合もあります。詳細は学校へお問い合わせください。



6. 家計急変支援制度

保護者等の負傷・疾病による療養のため勤務できること、その他自己の責めに帰することのできない理由による離職など、従前得ていた収入を得ることができない場合に授業料を支援する制度です。

※対象となる要件等詳細については、通われる学校へお問い合わせください。

7. 高校生等奨学給付金等

就学支援金とは別に、低所得世帯に対して授業料以外の教育費（教科書費・教材費など）を支援する『**高校生等奨学給付金**（返還不要）』があります。

※就学支援金と申請時期が異なる場合があります。

高校生等奨学給付金を受給するためには、申請が必要です。

申請方法については、通われる学校もしくは以下の問い合わせ先にご連絡ください。

【例1】保護者等が茨城県在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒生徒の在学する学校に提出

【例2】保護者等が**茨城県外(※)**在住、生徒が茨城県内の**県立高等学校等**に在学
⇒**保護者の在住する県**に提出

（※ただし、保護者が埼玉・栃木・千葉に在住の場合は、
生徒の在学する学校経由で**保護者の在住する県に提出可能**）

【問い合わせ先】※申請状況等の詳細については、各学校に問い合わせ願います。